

広域地方計画区域

(国土形成計画法第九条第一項に基づき政令で定める区域)

【本件に関するお問合せ先】

国土交通省国土計画局地方計画課

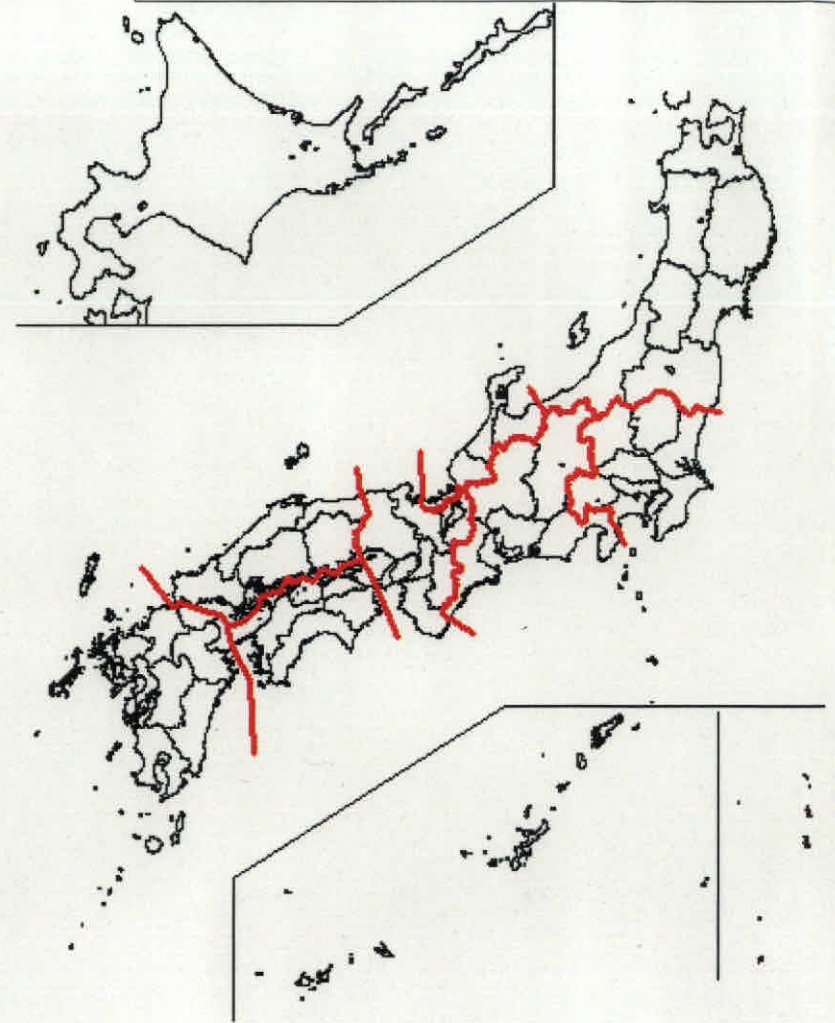
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2

電話 03-5253-8111 (代表) 内線 29-534 03-5253-8364 (夜間直通)

担当 白石、中宮

以下の8区域(右図参照)。

- ① 東北地方 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県の7県
- ② 首都圏 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の1都7県
- ③ 北陸地方 富山県、石川県、福井県の3県
- ④ 中部圏 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の5県
- ⑤ 近畿圏 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県
- ⑥ 中国地方 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の5県
- ⑦ 四国地方 徳島県、香川県、愛媛県、高知県の4県
- ⑧ 九州地方 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7県



(注) 北海道及び沖縄県は、広域地方計画の対象外。

ただし、隣接する広域地方計画区域には参加することが可能。

広域地方計画策定に際しての合同協議会、分科会等の活用

(右下図参照)

(1) 広域地方計画協議会の合同協議会による対応

北陸・中部及び中国・四国については、

- ・交通基盤整備の進展等により、日本海～太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつあり、日本海と太平洋の両海洋を活用した広域物流体系や国際観光ルート構築
- ・北陸・中部にあつては中部開発整備法に基づく地域の開発整備の一体的推進
- ・中国・四国にあつては瀬戸内海における国土の保全・管理の一体的推進

といった共通の課題を有している。

このため、北陸・中部及び中国・四国の各々においては、計画の策定・実施に際して、

- ① 二つの広域地方計画協議会の関係構成員からなる合同協議会を設置し、日本海～太平洋にわたる発展の全体構想とともに、区域に跨る共通課題に関して協議を行い、
- ② この協議に基づき、当該全体構想や共通課題につき各々の広域地方計画の計画内容として共通に記述し、それぞれの取り組みを進める、

等の対応が必要である。

(2) 広域地方計画協議会の分科会による対応

首都圏 8 都県については、その人口が現状で 4,240 万人に達するなど、他の区域と比較して規模が大きく、また、北関東地域 3 県は、その規模や都市・産業集積等の現状からみて、相当の発展ポテンシャルを有している。

こうしたことから、北関東地域においては、東京指向の発想から脱却し、相互の連携を一層強化しつつ、文化機能、情報発信機能等の一層の充実、広域物流体系や国際観光ルート構築を図ること等により、ポテンシャルを活かした地域の自立的発展を目指すべきであり、首都圏の広域地方計画協議会に北関東地域の分科会を設置して対応を進めることが必要である。

また、東北地方の福島県、新潟県は首都圏とも密接な関係がみられ、この 2 県と北関東地域 3 県のあわせて 5 県は、これまで既存ブロックに跨る課題等に対応するため、ブロックを超える広域連携の取り組みを進めてきており、今後の交通基盤整備の進展等により新たな発展が期待できる地域である。

このため、東北地方広域地方計画及び首都圏広域地方計画の策定・実施のプロセスの中で、上述の分科会を活用すること等により、東北地方と首都圏に跨る 5 県の地域が、日本海と太平洋の両海洋の活用等も含め当該地域の特性に応じた発展構想等を描き、その内容を東北地方広域地方計画及び首都圏広域地方計画に各々取り込んでいくことが必要である。

(3) 隣接する広域地方計画区域への参加等

法律上、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、区域に隣接する地方公共団体を加えることができることとされている。

また、一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策については、

特に必要があると認められる場合には当該広域地方計画区域外にわたるものを含んで広域地方計画に定めるものとされている。

広域地方計画区域の境界に位置するいくつかの都道府県については、隣接する広域地方計画区域とも密接な関係を有しており、それに応じてこれまで様々な取り組みが進められてきている。

このような都道府県に関しては、上述の法の趣旨を踏まえ、隣接都道府県から協議会への参加要望がある場合には当該協議会において前向きに対応すべきであり、協議会の側から隣接都道府県に対し参加の要望がある場合についても当該都道府県は同様に対応すべきである。

なお、広域地方計画は、国・地方公共団体・経済界等の関係者が当該区域の国土形成に関する方針・目標を共有化した上で、相互に協力・調整しながら必要な施策を明確化することにより、都道府県境を超えた広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していくことをねらいとするものであり、左記のように広域地方計画区域を定めることによって、区域に跨る広域連携の取り組みに対して何らの制約を加えるものではない。これまでに進めてきた取り組みはもちろん、今後新たに始められるものも含めて、積極的に都道府県境を超える広域連携の取り組みを進めていくことが望まれる。

